

農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱の主な改正内容について

1 事業概要

(1) 農業経営・就農サポート推進事業（別記1）

都道府県が就農や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターを整備し、就農・参入の相談対応、就農候補市町村等との調整、農業経営の改善、法人化や農業経営の円滑な継承等の課題を有する農業者の掘り起こし及び課題解決のための専門家によるアドバイス等を行う取組を支援

(2) 優良経営体表彰等事業（別記2）

全国の優れた農業経営体の表彰及び全国農業担い手サミットの開催を支援

2 主な改正内容

(1) 本文関係

○謝金(専属スタッフ及び専門家の単価)の見直し(別紙)

(2) 別記1関係

○農業経営・就農等サポート活動の一環として企業等の参入相談等に対応する参入サポート活動を新設(第3の3の(1))

○実施体制として参入サポート活動を総括する参入総括を配置するよう見直し(第3の4の(2))

○各サポート活動の支援対象者の見直し(第3の5の(1))

○事業実施計画の重要な変更から国庫補助金の増を削除(第3の8の(3))

○委託可能な業務について具体的に明記(第4)

○用語の見直し(別表)

○環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートを「みどりチェック」チェックシートに更新(別添)

○専門家の個人情報の取扱いについて明記(別紙)

○参入サポート活動の新設に伴う事業実施計画書の見直し(別記1—様式第2号)

(3) 別記2関係

○環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートを「みどりチェック」チェックシートに更新(第4、別添)